

適用除外の考え方について

個人情報取扱事業者の活動

(個人情報取扱事業者の義務等が適用される。)

報道機関

著述を業として行う者

学術研究機関

宗教団体

政治団体

その他の活動

その他の活動

その他の活動

その他の活動

その他の活動

報道活動

著述活動

学術研究

宗教活動

政治活動

(表現の自由、学問の自由、信教の自由、政治活動の自由に関わる活動)

適用除外規定 (第50条)

5つの主体の5分野の活動については、個人情報取扱事業者の義務等の規定の適用を除外(主務大臣の勸告・命令等も適用されない。)

個人情報保護のために必要な措置を自ら講じ、内容を公表する努力義務。

主務大臣の権限の制限 (第35条)

主務大臣による勸告・命令等を行うにあたっては、憲法上保障された自由に関わる活動を妨げてはならない。

5つの主体の5分野の活動に対する情報提供行為については、主務大臣は権限を行使しない。(ただし、義務規定自体は適用される。)

- (例) 報道機関等が行う報道活動等に密接に関わる行為
- 報道機関等以外の者が行う表現の自由等に関わる行為
- 報道機関等が行う取材活動等と裏腹の、情報提供者側の情報提供行為